



2009年10月2日 第2010-02号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

10月1日から

出産育児一時金等4万円引き上げ

## 医療機関等への直接支払制度開始

10月1日から出産育児一時金と家族出産育児一時金の支給額が4万円引上げられ42万円になりました。(2009年10月1日から2011年3月31日までの出産についての暫定措置)

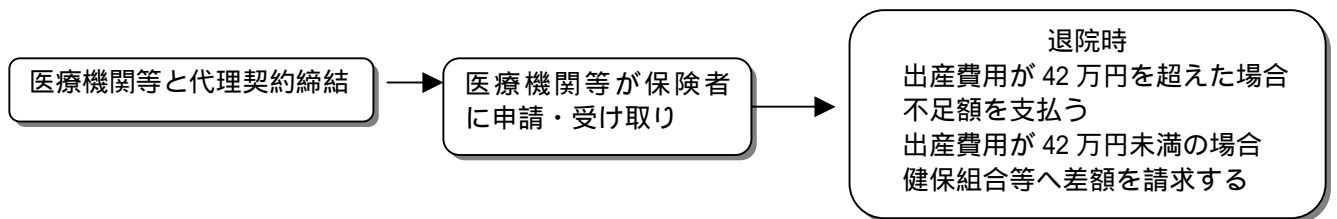
これまで、出産時の入院等の費用は、被保険者が多額の現金を用意して退院時に医療機関の窓口で支払い、その後健保組合等に出産育児一時金等の申請をして支給される仕組みでした。10月1日から実施された「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」は、被保険者が医療機関等との間に、出産育児一時金等の支給申請及び受け取りに関わる代理契約を締結すれば、

医療機関等が被保険者に代わって健保組合等に出産育児一時金等の支給申請と受け取りを行います。退院時に出産費用が42万円を超えた場合、医療機関等の窓口では差額を支払うだけになります。

しかし、医療機関が健保組合等に支給申請をして支払を受けるまで1~2ヵ月かかるため、当面の準備がどうしても整わない等、直接支払制度に対応できない医療機関は、例外的に今年度に限り直接支払制度の適用が猶予されることになりました。猶予される医療機関は、窓口はその旨掲示されますので、確認が必要です。

### < 出産育児一時金・家族出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度 >

**被保険者が希望した場合** (被保険者が直接支払制度を希望しない場合は従来と同じ方法です)



### < 直接支払制度を猶予された医療機関が行わなければならない措置 >

厚生労働省・保発0929第5号

直接支払制度に対応していない旨を、速やかに窓口に掲示すること。

の措置を行った上で、直接支払制度の利用を希望する妊婦等に対し、直接支払制度に対応していないということを説明し、書面により合意を得ること。(直接支払制度を利用しない旨の合意文書を交わすこと)

出産費用をあらかじめ用意できない等により、あくまで直接支払制度の利用を希望する妊婦等については、これに応じるよう努めること。また、困難な場合には、医療保険者による出産費用の貸付制度や、都道府県社会福祉協議会による生活福祉資金貸付制度等の方策の説明を行なう等、妊婦等の経済的負担が軽減されるよう、配慮に努めること。